

発議案第 14 号

可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 25 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三嶋 義文

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の設置について

本特別委員会は、鳥取県ごみ処理広域化計画に基づく「鳥取県西部広域行政管理組合可燃ごみ処理広域化基本計画」が町民にどのように影響を与えるか調査及び研究するため、地方自治法第109条第1項及び南部町議会委員会条例第6条の規定により可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会を設置し、付託のうえ次の調査及び研究を行う。

調査及び研究事項

- (1) 可燃ごみ処理広域化基本計画の町民への影響
- (2) 不燃ごみ処理等に係る調査及び研究
- (3) 上記に定めるもののほか廃棄物処理に関し諸課題の解決に向けた調査
及び研究